

令和 5 年 1 月 27 日

## 本日の議題について

厚生労働省 医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# データヘルス改革に関する工程表 (抜粋)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
医療・介護分野での情報利活用の推進	<p><b>医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み</b></p> <p>患者本人が閲覧できる情報(健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等)は、本人同意の上で、医療機関・介護事業所等でも閲覧可能とする仕組みを整備(2020年度以降順次～) ※ 災害・救急時には、本人確認のみで情報を閲覧可能な仕組みを整備。</p> <p>その他情報(自治体検診、予防接種票、学校健診等)についても、2021年度中に国民に負担のかからない具体的な方策や開始時期についてIT室(デジタル庁)と共に調査検討し、結論を得る。</p>	<p>電子処方箋情報(リアルタイムの処方・調剤情報)は22年夏～閲覧可</p> <p>特定健診情報・薬剤情報(レセプトに基づく過去の処方・調剤情報)は2021年10月～閲覧可</p>				
	<p><b>医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化</b></p> <p>すでに情報交換(画像情報・検査情報等)している医療機関など、準備が整っている機関では、下記にかかわらず共有開始</p> <p>医療機関間で共有(交換)するデータ項目、技術的な基準の検討・決定</p> <p>異なる電子カルテシステムやPHRとデータ交換可能な技術基準に対応した仕組みの開発</p> <p>医療機関NWへの組み込み</p> <p>PHR等と共有する情報(画像情報等)の検討</p> <p>システム要件の整理、システム改修等</p> <p>システム稼働(2024年度以降順次～)</p>			<p>対応可能な所から順次情報共有(2022年度以降順次～)</p>		
	<p><b>介護事業所間における介護情報の共有並びに介護・医療間の情報共有を可能にするための標準化</b></p> <p>全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤のあり方(※)をIT室(デジタル庁)とともに調査検討し、結論を得る ※主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方</p> <p>左記を踏まえたシステムの課題整理・開発</p>					
	<p><b>自立支援・重度化防止等につながる科学的介護の推進</b></p> <p>CHASEフィードバック機能の開発</p> <p>NDB・介護DB連結解析開始</p> <p>事業所・利用者単位のフィードバックや解析による科学的介護の推進(2021年度～)</p> <p>CHASE等による自立支援等の効果を検証</p> <p>VISIT・CHASEを一体的運用、介護DBとの連結解析開始</p> <p>新たな情報収集システムに向けた更なるデータ項目の整理</p> <p>次期システムの開発</p> <p>次期システムの運用開始によるデータに基づく更なる科学的介護の実現(2024年度～)</p>					
	<p>※ 2021年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。 科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ)</p>					

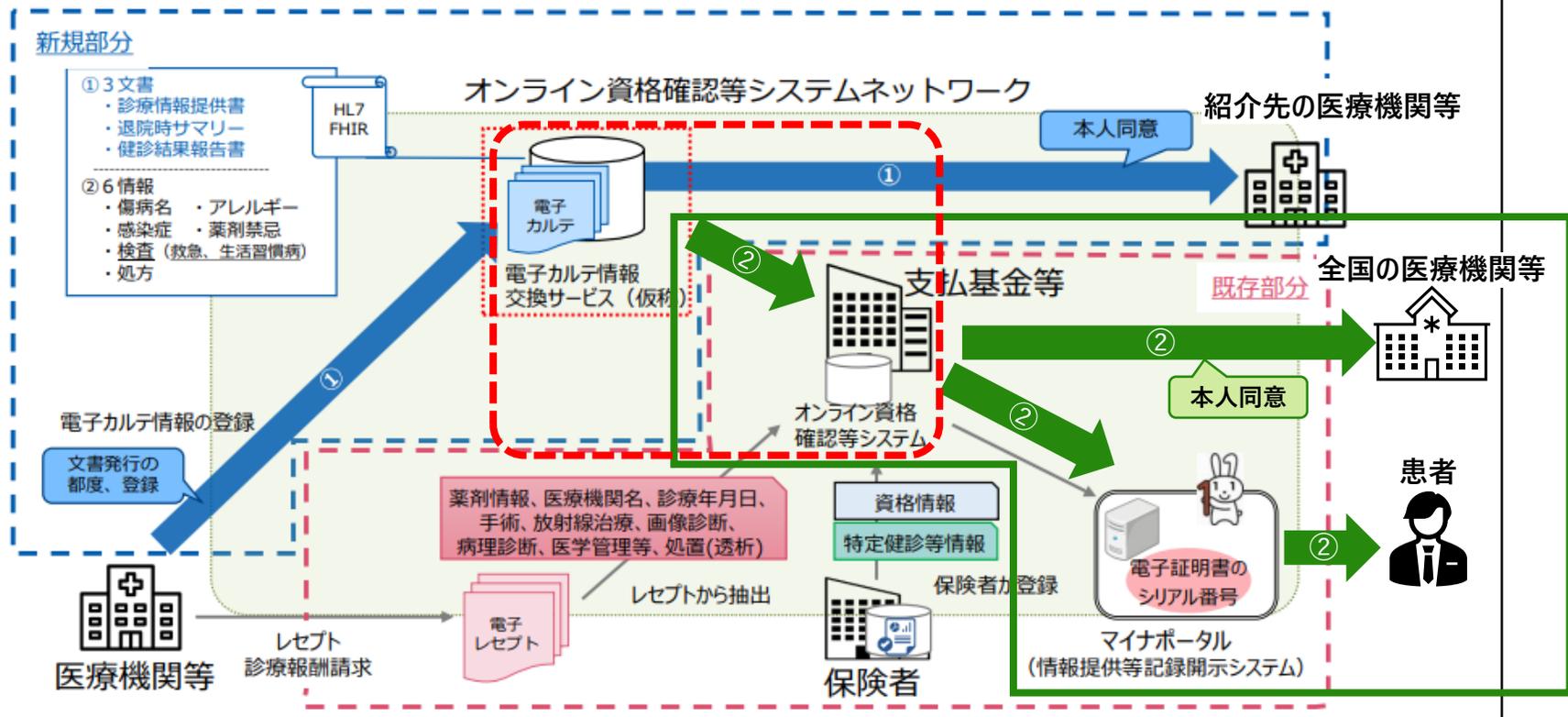
# 医療DXも踏まえた電子カルテ情報を共有できる仕組みの実装方法（イメージ）

具体的には患者の健康管理に有用な一部の電子カルテ情報について、マイナポータル等を通じて本人が閲覧できる仕組みとすると共に、本人同意の下、全国の医療機関等でも患者自身が閲覧可能な情報を共有できる仕組みを検討したい

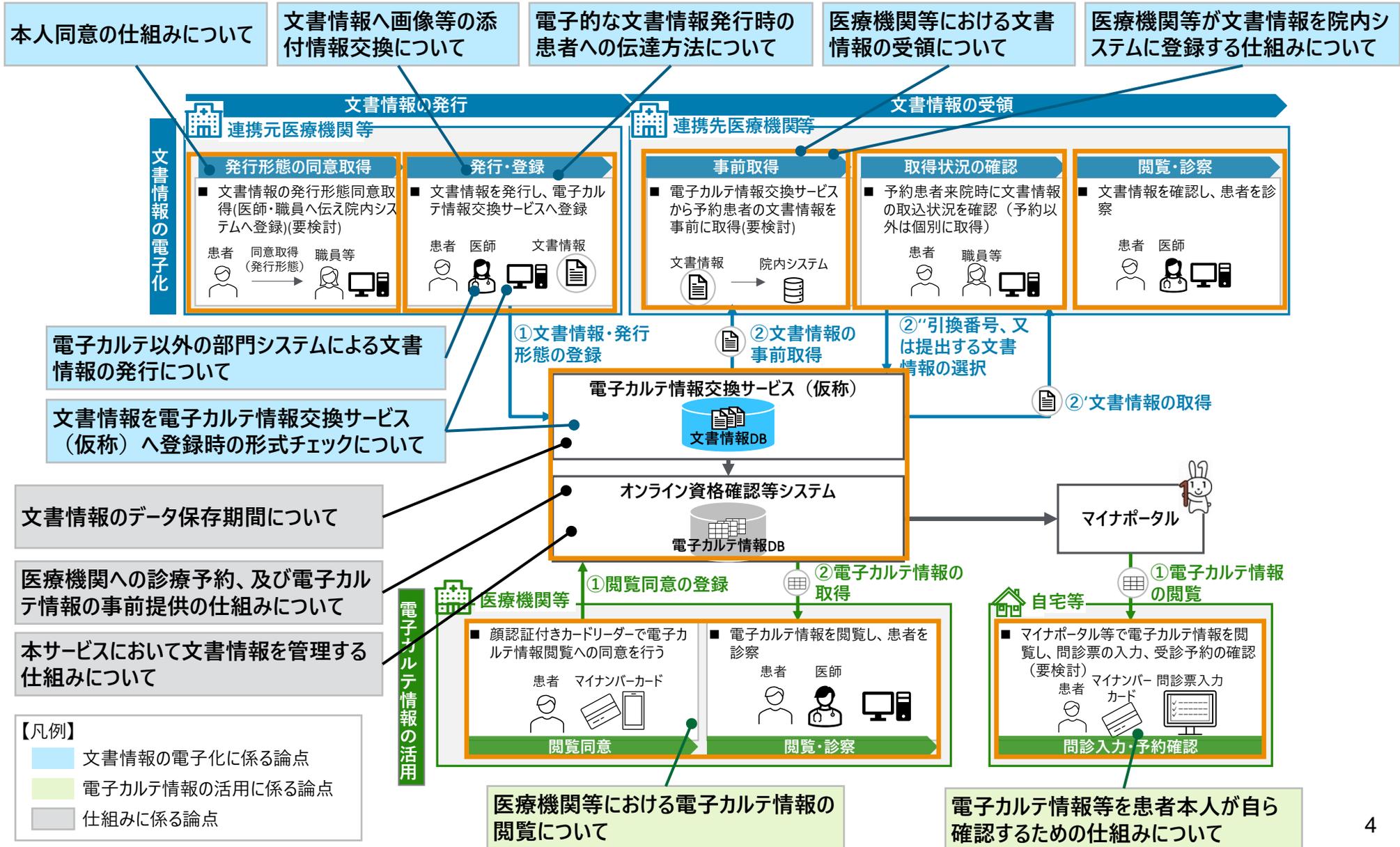
第4回 健康・医療・介護情報活用検討会  
医療情報ネットワークの基盤に関するWG  
(令和4年5月16日) 資料1

## 考えられる実装方法（イメージ）

全国的に電子カルテ情報を医療機関等で閲覧可能とするため、以下の実装方法についてどのように考えるか。



# 運用全体像を踏まえた各重要論点との関連性



# 本日の議題

- 同意取得等の仕組みに関して（海外事例含む）
- コードに関する整理の方向性について
- 今後の進め方について

（参考）前回のご意見と対応方針について